

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会規約

(目的)

第1条 近江鉄道線は、120年以上にわたり、県東部地域における基幹交通軸であり、沿線地域の住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であるが、経営状況の悪化により事業継続が困難となっている。このため、県、近江鉄道沿線市町、交通事業者、関係団体等が一体となり、近江鉄道線の再生とそれに伴う公共交通網の再構築を目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し、必要な協議を行うために近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定、変更及び評価に係る協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号の決定については、法第6条第2項第1号の団体は全員合意を原則とする。
- (5) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(委員)

第4条 協議会の委員は、前条第1項団体等の中から滋賀県知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、前条第1項の規定による委員のうちから、これを互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席についてはこの限りでない。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の権能)

第8条 協議会は、次に掲げる事項の議決又は認定を行うものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 第2条各号に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会において議決すべき事項について特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、その議決すべき事項を処分することができる。
 - 3 前項の規定による処分については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(書面決議)

第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときには、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 書面審議による議決は、全員一致で決することとする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、滋賀県土木交通部県東部地域公共交通支援室内に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の施行の日以後最初の委員の任期は、協議会の設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

別表（第4条関係）

法律の区分	団体等
地域公共交通網形成計画 を作成しようとする地方 公共団体 （法第6条第2項第1号）	滋賀県
	彦根市
	近江八幡市
	甲賀市
	東近江市
	米原市
	日野町
	愛荘町
	豊郷町
	甲良町
多賀町	
公共交通事業者等（地域 公共交通網形成計画に定 めようとする事業を実施 すると見込まれる者） （法第6条第2項第2号）	近江鉄道株式会社
	信楽高原鐵道株式会社
	西日本旅客鐵道株式会社
	一般社団法人滋賀県バス協会
	一般社団法人滋賀県タクシー協会
道路管理者 （法第6条第2項第2号）	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
公安委員会 （法第6条第2項第3号）	滋賀県警察本部
公共交通の利用者 （法第6条第2項第3号）	滋賀県教育委員会
	滋賀県PTA連絡協議会
	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会
	びわこ学院大学
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会
	滋賀県地域女性団体連合会
学識経験者 （法第6条第2項第3号）	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長 土井 勉
	関西大学経済学部 教授 宇都宮 浄人

	滋賀県立大学環境科学部准教授 轟 慎一
その他協議会の運営上必要と認められる者 (法第6条第2項第3号)	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
	一般財団法人地域公共交通総合研究所
	一般社団法人滋賀県病院協会
	滋賀県市町社会福祉協議会会長会
	公益社団法人びわこビジターズビューロー
	滋賀県商工会議所連合会
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局交通政策部
	国土交通省近畿運輸局鉄道部